

議員提出議案第 号

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成4年12月22日 条例第15号)
の一部を改定することについて

上記の案件を別紙の通り、議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成24年2月 日提出

提出者 広陵町議会議員 八尾 春雄
賛成者 同 山田 美津代

<改定前>

別表(第 19 条関係) (平 18 条例 5・全改、平 19 条例 13・一部改正)

種類及び区分		単位	手数料	備考	
一般 廃棄 物	し尿	18 リットルにつき	170 円	18 リットルに満たない端数は 18 リットルとみなす。	
	一般家 庭廃棄 物 (特定品 を除 く。)	指定 ごみ 袋制	指定ごみ袋(容量約 45 リットル)1 枚につき	45 円	町が収集、運搬及び処分するもの(粗大ごみ、容器包装プラスチックごみ、リサイクル素材ごみ、資源ごみ及び有害ごみを除く。)又は自ら搬入するもの(粗大ごみ、容器包装プラスチックごみ、リサイクル素材ごみ、資源ごみ及び有害ごみを除く。)
			指定ごみ袋(容量約 30 リットル)1 枚につき	30 円	
			指定ごみ袋(容量約 20 リットル)1 枚につき	20 円	
			指定ごみ袋(容量約 10 リットル)1 枚につき	10 円	
		従量制	一回、10 キログラムにつき(10 キログラム未満は 10 キログラムとみなす。)	50 円	
	事業系 一般廃 棄物 (特定品 を除 く。)	従量制	一回、10 キログラムにつき(10 キログラム未満は 10 キログラムとみなす。)	150 円	事業活動に伴い生じる多量の一般廃棄物。
	特定品	直接搬入する場合			
		1 台(個)につき		3,000 円	特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用家電製品。
				6,000 円	特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用家電製品でリサイクルできないもの。
個別収集する場合					
1 台(個)につき		7,000 円	特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用家電製品でリサイクルできないもの。		

<改定後>

別表(第 19 条関係) (平 18 条例 5・全改、平 19 条例 13・一部改正)

種類及び区分		単位	手数料	備考	
一般 廃棄 物	し尿	18 リットルにつき	170 円	18 リットルに満たない端数は 18 リットルとみなす。	
	一般家 庭廃棄 物 (特定品 を除 く。)	指定 ごみ 袋制	指定ごみ袋(容量約 45 リットル)1 枚につき	無料	町が収集、運搬及び処分するもの(粗大ごみ、容器包装プラスチックごみ、リサイクル素材ごみ、資源ごみ及び有害ごみを除く。)又は自ら搬入するもの(粗大ごみ、容器包装プラスチックごみ、リサイクル素材ごみ、資源ごみ及び有害ごみを除く。)
			指定ごみ袋(容量約 30 リットル)1 枚につき	無料	
			指定ごみ袋(容量約 20 リットル)1 枚につき	無料	
			指定ごみ袋(容量約 10 リットル)1 枚につき	無料	
		従量制	一回、10 キログラムにつき(10 キログラム未満は 10 キログラムとみなす。)	50 円	
	事業系 一般廃 棄物 (特定品 を除 く。)	従量 制	一回、10 キログラムにつき(10 キログラム未満は 10 キログラムとみなす。)	150 円	事業活動に伴い生じる多量の一般廃棄物。
			直接搬入する場合		
			1 台(個)につき	3,000 円	特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用家電製品。
				6,000 円	特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用家電製品でリサイクルできないもの。
特定品	個別収集する場合				
	1 台(個)につき	7,000 円	特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用家電製品でリサイクルできないもの。		